

## ラオス国日本人会会則

### 総則

#### 第1条「名称」

本会は、「ラオス国日本人会」と称する。

#### 第2条「目的及び事業」

本会は、会員相互の親睦、福祉の向上、日ラオ親善、並びに子女教育の向上を図ることを目的とする。この目的の達成のために、ビエンチャン日本語補習授業校（以下「補習校」と呼ぶ）の円滑、適正な運営をはじめとする必要な事業を行う。

#### 第3条「会員及び会員の種類」

会員は普通会員、法人会員、準会員、家族会員の4種類とする。

- 1項 普通会員：ラオスに在住する日本人及びその家族で満18才以上の者。
- 2項の1 法人会員：日本人の関係する法人等で本会の目的及び事業に賛同する者。
- 2項の2 法人会員として入会した団体及び企業には4票を限度に総会における議決権を与える。4票は当該法人会員に属し且つラオスに在住する日本人及びその家族で満18歳以上の者に各々1票を与えるものとする。当該議決権を与えられたものは会員名簿に登録し、本会に対する権利と義務において普通会員と同等の者として扱う。ただし、普通会員としての入会金と年会費は免除する。
- 2項の3 前項の条件に該当する者が4名に満たない場合には、実際に該当する人数までを議決権保有者として登録できる。
- 2項の4 年度の途中で議決権保有者として登録したものが2項の2に規定する資格に該当しなくなった場合は、日本人会に届け出をすることで同資格に該当する他の者と交替することができる。
- 2項の5 2項の2に規定する資格を満たす者が4名を超える場合は、当該4名を超える者は普通会員として入会することができる。
- 3項 準会員：1項の規定に該当しない満18歳以上の者で、これに準ずる者として理事会で特に認めた者は準会員として入会することができる。
- 4項 家族会員：普通会員若しくは2項の2に基づき議決権保有者として登録された者又は準会員の家族でラオスに在住する満18才未満の者。
- 5項 普通会員は総会における議決権を有する。法人会員並びに準会員及び家族会員はこの権利を有しない。ただし、法人会員において議決権保有者として登録されている者は総会において個人として議決権を行使できる。
- 6項 普通会員、法人会員、準会員及び家族会員は本会の行事に参加することができる。

#### 第4条「入会」

本会に入会を希望するものは、文書を以って会長に届けるものとする。また、年度を超えても会員の資格は継続される。

#### 第5条「退会」

前年度より継続して会員となっている者のうち、正当な理由なく当該年度の5月末日まで会費を滞納したものは退会したものとみなす。

#### 第6条「除名」

会員にして本会の秩序を乱し、また不都合と認め得る行為のあった場合は、理事会の3分の2以上の承認を以って除名することができる。

#### 役員

##### 第7条「役員」

- 1項 本会に役員として、会長1名、副会長2名、理事数名を置き、運営にあたるものとする。また、それぞれの任期は、一会計年度とする。
- 2項 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。
- 3項 副会長は本会を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4項 理事は、本会の主たる運営にあたるものとする。
- 5項 会長、副会長以外の理事は、渉外、会計、広報（ホームページ・会報誌）、庶務（書記）及び補習校をそれぞれ担当する。

##### 第8条「役員を選出」

- 1項 理事は普通会員でビエンチャン市に1ヶ月のうち15日以上居住する者の中から自薦・他薦を募り、前年度理事会の推薦に基づき選出し、総会における過半数による議決を得て承認される。
- 2項 会長、副会長は理事の中で互選し、前項同様の総会における議決を得て承認される。
- 3項 選出役員に欠員が生じた場合、必要に応じ随時理事会の承認を得て会長が後任役員を任命することができる。後任者の任期は前任者の残任期間とする。会長が不在となった場合には副会長のうちの一人が残任期間終了まで会長代行として務める。ただし、副会長が欠員となるが外部からの補充及び理事からの補充はしない。

##### 第9条「名誉会長」

本会に運営上、有益な助言を得るために名誉会長を置くことができる。名誉会長を置く場合は、原則として駐ラオス日本国大使に委嘱する。

## 会議

### 第10条「総会」

- 1項 本会は総会をもって最高議決機関とする。総会は会長が召集し、定期総会は年に1回、臨時総会は理事会の決議または普通会员の3分の1以上の要求があった場合、1ヶ月以内に召集する。総会は議決権保有者の3分の1以上の出席及び委任状を以って成立する。
- 2項 次に掲げる事項は総会における3分の2以上の多数による議決を経なければならない。
  - 1)会則の改正
  - 2)役員及び会計監査人の解任
- 3項 次に掲げる事項は総会における過半数による議決を経なければならない。
  - 1)新年度役員及び会計監査人の承認
  - 2)年次活動及び会計報告の承認
  - 3)新年度活動予算計画の承認

### 第11条「理事会」

- 1項 理事会は役員を以って構成し、原則として毎月1回定期的に会合し、本会の目的達成のために必要な諸事項を協議決定するものとする。理事会は理事の3分の2以上の出席及び委任状を以って成立する。
- 2項 第10条2項及び3項に掲げる総会での議決事項については前もって理事会における過半数による議決を経なければならない。

### 第12条「特別委員会」

会長は、必要に応じて特別事項を調査または協議するための特別委員会を設置し、委員を委嘱することができる。

### 第13条「会費」

- 1項 本会の運営資金は、年会費又は月会費、入会費及び寄付に頼る
- 2項 会員は一会計年度を通じての年会費又は月毎の月会費のいずれかを支払わなければならない。年会費は普通会员及び準会員10万キップ、法人会員100万キップとし、会計年初又は入会時に払い込むものとする。月会費は普通会员及び準会員1万キップ、法人会員10万キップとし、会計年初又は入会時から会計年末又は退会が明確となっている月の分まで、会計年初又は入会時に一括で払い込むものとする。
- 3項 入会費は普通会员及び準会員5万キップ、法人会員50万キップとし、入会時に支払う。
- 4項 家族会員は年会費、入会費とも無料とする。

5項 年会費及び月会費の払い戻しは行わない。普通会員として入会していた法人会員の該当者が、年度の途中で法人会員の議決権保有者変更に伴い議決権4票の枠内に登録することは出来るが、既払いの入会費、年会費の払い戻しはしない。

#### 第14条「決算」

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。会長は本会の決算を管理し、理事以外から選出された2名の会計監査人に監査を委嘱し、会計監査を経た後、総会に報告する。

#### 第15条「補習校」

本会に、補習校および補習校を管理運営するためのビエンチャン日本語補習授業校運営委員会（以下「運営委員会」と呼ぶ。）を設置する。運営委員会委員は、理事会の承認に基づき、日本人会会長が任命する。

#### 第16条「アドバイザー」

理事会が必要と認めたときには、理事経験者の中からアドバイザーを委嘱し、置くことができる。

#### 第17条「発効」

本会則は、1995年4月1日から発効する。

#### 第18条「メーリングリストの活用規定」

ラオス国日本人会に入会した者は、希望があれば会専用のメーリングリストにメールアドレスを登録することができ、会員のみがこのメーリングリストを活用する権利を有する。

利用の場合は、一斉に会員へ告知するメールなどにメールを利用する場合に、会員以外の方の代理メール（非会員になり替わって会員が発信する）はできないものとする。

またメールは日本国及びラオス国の法律に抵触する内容のメールは発信できない。また、不適切であると理事会が判断したメールの発信者には理事会より訂正勧告を行い、数度の訂正勧告にもかかわらず発信し続けた場合にはこの会員のメールアドレスを理事会の議決により削除することができる。

またビジネスに関する法人からの発信（例えば、事業案内・製品案内・イベント案内など）は法人会員に限り行使できる権利とする。ただし収益を目的としないNGOなどや国際機関の案内は含まれないものとする。なおビジネスの案内等において、価格表などの記述や添付はできない。

メール容量は会員のメールの環境の違いから、1MBが望ましくファイル添付はできない。しかし他のサイトへリンクするなどの設定は可能とする。

改正

1995年7月21日、第16条に基づき一部改正

1998年4月30日、第16条に基づき一部改正

2000年5月23日、第16条に基づき一部改正

2002年2月24日、第16条に基づき一部改正

2004年1月19日、第16条に基づき一部改正

2006年3月21日、第16条に基づき一部改正

2008年4月4日、第10条2項1)に基づき一部改正

2009年4月3日、第10条2項1)に基づき一部改正

2010年4月9日、第10条2項1)に基づき一部改正

2012年4月5日、第10条2項1)に基づき一部改正

2015年4月3日、第10条2項1)に基づき一部改正

2016年4月5日、第10条2項1)に基づき一部改正

2017年4月7日、第10条2項1)に基づき一部改正

2018年4月5日、第10条2項1)に基づき一部改正